

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

川崎驛運送株式會社定款

第一章 總 則

第壹條 當會社ハ川崎驛運送株式會社ト稱ス

第貳條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、海陸運送及運送取扱業

二、勞力供給請負業

三、倉庫營業

四、前各號ニ關聯スル一切ノ業務

五、保險代理業

六、物品委託販賣業

第參條 當會社ハ本店ヲ神奈川縣川崎市ニ置キ適當ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設置スルコトヲ得

第四條 當會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿參拾箇年トス

第五條 當會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル中外商業新報ニ掲載

シテ之ヲ爲ス

第二章 資本及株式

第六條 當會社ノ資本金ハ金五拾萬圓トシ之ヲ株式壹萬株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第六條ノ二 前條株式總數壹萬株ノ内資本増加ニヨリ新ニ發行シタル四千株ヲ優先株トシ之ニ左ノ優先權ヲ附與ス

利益金ヲ毎決算期ニ於テ株主ニ配當スル場合ニ於テハ先ツ優先株主ニ對シ其拂込金額ニ對シ年五分迄ヲ優先配當シ殘餘ヲ其期ノ成績ニヨリ普通株主ト優先株主トニ各其拂込金額ニ對シ年五分迄ヲ平等率同順位ヲ以テ配當シ更ニ殘餘アルトキハ年五分迄普通株主ノミニ配當シ猶殘餘アルトキハ其拂込金額ニ對シ兩者平等率ヲ以テ之ヲ分配ス

第七條 當會社ノ株式ハ記名式トシ壹株券、五株券、拾株券及五拾株券ノ四種トス

第八條 當會社ノ株金ハ第壹回拂込壹株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ第貳回以後ハ取締役會ノ決議ニヨリ之ヲ拂込ムモノトス

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込ヲ爲シタル日迄金壹百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ支拂ヒ且ツ其ノ遲延ノ爲メ生シタル損害ヲ辨償スヘシ

第十條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ株式收得ノ際其ノ氏名住所及印鑑ヲ當會社ニ届ケ出スヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

但外國ニ居住スル者ハ東京府又ハ神奈川縣内ニ前項ノ通知催告ヲ受クヘキ假住所ヲ定メ届出スヘシ若シ其ノ届出ヲ怠リタルトキハ當會社ハ其ノ株主ニ對シ通知上其ノ責ニ任セス

第十壹條 當會社ノ株式ヲ賣買讓渡シタルトキハ取得者ハ株券ノ裏面ニ記名捺印シ當會社所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ當事者連署ノ上株券ヲ添附シ名義書換ノ請求ヲナスヘシ相續遺贈又ハ法律上ノ事由ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ其ノ事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添附シ名

義書換ノ請求ヲナスモノトス

第拾貳條 株券ヲ毀損シ又ハ分合ノ爲メ株券ノ引換ヲ受ケントスルモノハ當會社所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ株券ヲ添附シ新株券交付ノ請求ヲナスモノトス

第拾參條 株券ノ紛失盜難又ハ滅失ニ由リ株券ノ再交付ヲ受ケントスルトキハ當會社所定ノ書式ニ依リ當會社ノ適當ト認ムル貳名以上ノ保證人連署ノ請求書ヲ提出スルモノトス

前項ノ請求アリタルトキハ當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ公告ノ日ヨリ參拾日ヲ經ルモ異議ヲ申立ツル者ナキトキハ新株券ヲ交付ス

但シ第一項ノ事實ヲ確認シ得ル場合ハ本項ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第拾四條 株式ノ名義書換及新株券ノ交付ニ付テハ左ノ手数料ヲ徵收ス

一、株式名義書換 株券壹枚ニ付 金貳拾錢

一、新株券ノ交付 株券壹枚ニ付 金五拾錢

第拾五條 株式ノ取得移轉ハ本章ノ規定ニ從ヒ株主名簿及株券ニ登録記入ヲ終ラサル時ハ會社ニ對シテ其ノ效力ナキモノトス

第拾六條 當會社ハ毎年四月壹日及拾月壹日ヨリ定時株主總會終結ノ日迄株式ノ名義書換ヲ停止ス臨時株主總會ニ於テハ總會通知ノ日ヨリ其ノ終結ノ日迄之ヲ停止ス

第三章 株主總會

第拾七條 當會社ノ定時株主總會ハ毎年五月及拾壹月ノ兩度トシ臨時株主總會ハ必要アル場合隨時招集ス

第拾八條 株主ノ議決權ハ壹株ニ付壹個トス

第拾九條 總會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長事故アルトキハ取締役ノ内壹名之ニ當リ取締役事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第貳拾條 總會ノ議事ハ商法ニ別段ノ定メアル場合ノ外出席株主議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス總會ノ議長ハ株主トシテ議決權ノ行使ヲ妨ケス

第貳拾壹條 株主ハ其議決權ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ委任スルコトヲ得
但此ノ場合ニ於テハ其ノ委任狀ヲ當會社ニ提出スルモノトス
第貳拾貳條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ登載シ議長及出
席株主貳名以上署名捺印ノ上當會社ニ保存スルモノトス

第四章 役員

第貳拾參條 當會社ノ取締役ハ七名以內監查役ハ參名以內トス
當會社ニハ取締役會ノ決議ニヨリ相談役ヲ置クコトヲ得
第貳拾四條 取締役ハ當會社ノ株式百株以上監查役ハ五拾株以上ヲ所有
スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉ス
第貳拾五條 取締役ハ任期中其ノ所有株式百株ヲ監查役ニ供託スヘシ前
項ノ株券ハ本人退職スト雖其ノ期ニ關スル決算報告カ株主總會ノ承
認ヲ經タル後ニアラサレハ返還セサルモノトス
第貳拾六條 取締役ノ互選ヲ以テ社長又ハ代表取締役壹名及常務取締役
貳名以內ヲ選任スルコトヲ得

第貳拾七條 社長又ハ代表取締役ハ會社ヲ代表ス

第貳拾八條 常務取締役ハ社長又ハ代表取締役ヲ補佐シ社長又ハ代表取
締役事故アルトキハ常務取締役ノ內壹名之ヲ代理ス

當會社ノ重要事務ハ總テ取締役會ノ議決ヲ經テ之ヲ執行ス

第貳拾九條 取締役又ハ監查役中缺員ヲ生シタルトキハ臨時株主總會ヲ
開キ補缺選舉ヲ行フ但法定ノ員數ヲ缺カサルトキハ次ノ定時株主總

會迄其ノ選舉ヲ延期スルコトヲ得

第參拾條 取締役ノ任期ハ參箇年監查役ノ任期ハ貳箇年トス但其ノ任

期方任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時株主總會前ニ滿了スルトキ
ハ總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルモノトス

補缺選舉ニ依リ就任シタル取締役及監查役ノ任期ハ前任者ノ殘任期
間トス取締役及監查役ハ滿期再選ヲ妨ケス

第參拾壹條 取締役及監查役ノ受クヘキ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之
ヲ定ム

第五章 計 算

第參拾貳條 當會社ノ決算ハ之ヲ貳期ニ分チ四月壹日ヨリ九月參拾日迄
ヲ上半期トシ拾月壹日ヨリ翌年參月參拾壹日迄ヲ下半期トス

第參拾參條 當會社ノ損益計算ハ每營業期ニ於ケル總收人金ヨリ一切ノ
經費損失及消却金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トシ左ノ順序ニ從
ヒ分配ス

第壹、法定積立金 利益金百分ノ五以上

第貳、役員賞與金 利益金百分ノ拾以內

第參、株主配當金

但シ計算上ノ都合ニヨリ別途積立金及後期繰越トナスコトヲ得

第參拾四條 株主配當金ハ毎年決算期ノ末日ニ於ケル株主名簿現在ノ株
主ニ之ヲ配當ス新ニ拂込タル株金ニ對スル配當金ハ拂込最終期日ノ
翌日ヨリ計算ス

第參拾五條 株主配當金ハ株主總會終了ノ日ヨリ滿五ケ年ヲ經過スルモ
請求ナキトキハ其ノ請求權ヲ拋棄シタルモノト看做シ當會社ノ收得
トス